

意見番号	意見内容	回答内容	計画案に主に該当する部分	
			内容	頁
1	<p>現在の計画案に示されている内容からは、PFI 手法あるいはPFI 的手法がやはり公設公営より優れるのだと納得するには到底いたっておりません。その理由を以下に述べて、意見とさせていただきます。またこれらの疑問への丁寧な説明、また評価のし直しを今後していただきたいと思えます。理由C 3.6で、多摩地域の他市15市の運営委託の状況について調理部門は全体の60.0%が「直営」、配膳部門は全体の66.6%が「直営」、配送部門は93.3%が「委託」となっている。調理・配膳部門は「直営」とし、配送部門のみ「委託」の形式を取っている自治体が多い。とあります。調理、配膳という給食提供機能の根幹をになう部門が他市15市において60%を超えて直営であるということは、やはりなんらか直営の方が優位であるという理由があるのではないのでしょうか。逆にいえば民間に委託するデメリットがあるからなのではないのでしょうか。その点についての検討や情報収集はされたのでしょうか。また多摩だけでなく、全国的なサンプルなど、多様な情報収集による検討はどうでしょうか。またなされているのであればそれを市民に提示していただきたい。</p>	<p>過去10年程度で整備した（または、整備予定のある）給食センターはいずれも調理に関して業務委託を行って（または、行う予定）います。近年は調理に関して委託の傾向が強いと考えます。</p>	運営委託の状況	P 20
2	<p>学校給食は食育もできる場であり、とても重要だと思います。その中で、アレルギーに対する取り組み、食中毒、集団感染に対する取り組み、そして食の安全、地産地消に取り組んでほしい。</p>	<p>学校給食における食育は食育基本法や国の食育推進基本計画に示されているように市としても重要な視点であると認識しています。地産地消に関しても、食育推進基本計画では学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合を30%以上にすることを求めていることから、より一層の充実に努めます。</p> <p>また、新たな給食提供施設を整備する事により、これまで以上に徹底し</p>	理念	P 25

		た食の安全が確保でき、アレルギー対応食を含めた一層の安心安全な給食の提供に努めたいと考えています。		
3	“文教都市”を名乗る国立市が少子化のなか生き残るには、教育に関する分野に特色を出すことが必要。であれば、給食が果たす役割を、経済性以外の面で、健康やおいしさはもちろんのこと食が精神的安定にもたらす面、文化などにももっと着目してほしい。そこを責任もってやるとしたら、やはり公営でないといけないのではないかと思う。実際、行政が現場を手放せば、食についての意識から遠のくと思う。	ご指摘の通り文教都市のキーワードは第五期基本構想でも大きく扱っています。食育基本法や食育基本計画等を踏まえるなど、学校給食が果たす多面的な役割を尊重しつつ、財政的な点も加味して新たな給食センターにおける事業手法を今後定めていきたいと考えます。	理念	P 25
4	「学校給食センター運営審議会」はそのままの役割をもつとされていますが、業者との交渉を直接行えるわけではなく、従来のような機能を持つことは無理だと思います。給食の感想を言うだけのものに成り下がる事でしょう。その意味で「市民・学校等と連携した給食づくり」（「概要版」2ページ）という言葉はきれいごとにはすぎません。	献立作成や食材選定・購入など給食提供に関して重要な部分は今後も引き続き市が行い学校給食センター運営審議会などの審議結果も業務内容に反映するよう、受託事業者に対しても契約上の定めなどをもとに指導管理を適切に行います。	理念	P 25
5	66 ページには、基本理念として④市民・学校等と連携した給食づくり、とあり、今後も学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会等を継続し、市民が関わる透明性の高い給食づくりに取り組んでいくことが必要である、と書かれているが、PFI 手法をとったとき、本当にそれら審議会や委員会の継続が可能なのか？ 甚だ疑問である。連携する民間事業者の権利を侵すことになるのではないか。		理念	P 25
6	小学生の6人に1人、中学生の7人に1人が貧困家庭である社会状況の中で、唯一の栄養源を学校給食に頼っている子どもは多い。非行に走る子ども、キレやすい子どもの多くはちゃんとした食事をとっていないという報告もある。貧富の差がますます拡大する今後の社会状況を見据えたとき、「子どもは国立市の宝」と明言する市長のもと、学校給食センターの建て替えにあたっては、現在の食材提供の安全の質が低下しない	市としては、今後も学校給食センター運営審議会や学校給食献立作成委員会等を継続し、市民が関わる透明性の高い給食づくりに取り組んでいくことが必要と考えております。	理念	P 25

	こと、保護者、市民の意見が反映される透明性の高い運営が行われることを切に願う。できるなら、公設公営を望む。		
7	66 ページ、①食の安全性の確保、とあるが、学校給食衛生管理基準に適合するのは当たり前であり、「徹底した衛生管理とリスク削減」も同様に、それ以上の内容がほとんど書かれていないことが気になる。食を取り巻く状況は刻々と変化しており、TPP 加盟となれば遺伝子組み換え食品やポスト・ハーベストの野菜や果物、ホルモン剤や抗生物質漬けの米国産牛肉等が大量に市場に流れ込んでくる可能性が高い。これまで国立市の学校給食は低農薬、非遺伝子組み換え、無添加、非化学調味料等にこだわってきた。給食センターの建て替えというハコモノの変化で、長きにわたってPTA、保護者、市民らがこだわり、守ってきたこれらの「質」が落ちていくことを最も危惧する。また、放射能検査についての記述が今後のビジョンに全く書かれていないことも問題。細胞分裂が活発な小中学生の身体、精神の健全な発達を守り支えるためにも、放射能の問題を含む「学校給食における国立市の安全基準」を示すべきである。	食の安全性の確保というものは市としても前提として考えております。学校給食に関わる各種委員会との協力も含め、食の安全性の確保には、行政が責任をもって運営を行ってまいります。	理念 P 66
8	今まで通り、保護者が運営に関わる方法を続けて下さい。給食センター運営審議委員会など、保護者が運営に関わる今の方法を続けて下さい。市や業者におまかせでなく、子どもの食の安全には保護者も責任があります。もし、保護者が関わらなくなってしまうと、「お客さん」のようになってしまい、関心や意識が薄れることで、給食に対して市や業者へ無責任なクレームが増えていくと思います。保護者が食への意識が低くなることは、子どもへの食育のためにも良くないと思います。大人である保護者が食への意識を高く持ち、関心を持つことが子ども達へ良い影響を与えるのだと思いますし、それが残菜の減少や健康の増進にもつ	給食に関わる各種委員会は本市特有の優れた仕組みであると認識しており、今後もこのような仕組みを継続するとともに、給食提供に関して行政が責任をもって運営を行っていきたいと考えています。	理念 P 25

	ながっていくと思います。市民が健康になることは、市の財政のためにも良いことだと思います。			
9	保護者が給食の運営に関わることは、市民が主体性を持つことにもつながっていくことになると思います。そして国立市民の主体的な力の向上にもつながっていくと思います。国立市民が主体的な力を持つことは、国立市の職員の負担を減らすことにもなると思いますし、国立市がより良い市になっていくことにもなると思います。	給食に関わる各種委員会は本市特有の優れた仕組みであると認識しており、今後もこのような仕組みを継続するとともに、給食提供に関して行政が責任をもって運営を行っていきたいと考えています。	理念	P 25
10	自校式にするのであれば食材を統一するだけでなく、各校によつての差があまり生じないほうが良い。	本計画では、ご指摘の点なども踏まえて自校方式よりもセンター方式が優位と考えています。	提供 方式	P 32
11	私個人は、現在の計画案の「新用地を取得して、センター方式による建設を行う」という部分に関しては賛成です。	ご意見のとおり、現有地での建替えや自校方式への移行には、様々な条件や課題が大きく、新たな場所でのセンター方式が現在の状況を総合的に考えると最も適した更新手法であると考えます。	提供 方式	P 32
12	自校式の給食室を希望致します。理由は災害対策をカバーする為、何か災害があったとき、避難場所となるであろう各小中学校に給食室が完備されていれば、地域全体に対して緊急時に多大な活用の場とできると思います。今センター方式建て替え方向で民間活用で、という話のほうが大きい印象ですが、自校式でも市が主導できるならの民間活用も画期的かもしれません。（民間に丸投げだけはしない工夫をして下さい）今、建て替え地として何とな〜く話が出ているらしい多摩川の河川敷は、ハザードマップで最も危ない場所ですから川が氾濫したらもう一発で使い物にならなくなる危険性が高く、避けたほうがいい!と思います。	本計画においても付帯事業による行政課題の解決の頁で災害時対応を記載していますが、同時に解決すべき課題も多数挙げています。自校方式であっても同様の課題が存在し、簡単には災害対応の実現に至りません。またセンター方式の場合の新たな用地については現在、準工業地域を候補地域とする以外は定まっております。	提供 方式	P 32

13	場所がない、という悩ましい問題ですが、二小と八小とを統合し一つの跡地をセンター建て替え地にするのはどうですか?二小は今一階の一部を市役所の部署に使っているともききましたし少子化傾向で八小の人数も考えるに この二校を統合し跡地をセンターにするのは現実的かと。いずれの案も多分管轄を越えての作業になるんでしょうし大変は大変かと思いますが 知恵やお志、能力が高い方々相当多い感じがする国立市役所の方々なら 決してできない話ではない、と 心より期待しております。	都市計画における用途地域の関係から、ご提案の場所に新たな給食センターを建設することは非常に難しいと考えます。	提供 方式	P 32
14	センターで給食を作るためには大規模農家と契約を結んで、一度に納品してもらう必要があり、谷保地域に点在している小規模農家の野菜を使うことができないため、地場野菜の使用率が上がっていかない、という話があった。自校方式ならばそれも解決できる。	自校方式における国立市産の食材の使用率については、各校で開きが出ることにより総体として、その率の向上が一律に望めない可能性もありセンター方式によって率の向上に向けて努力してまいります。	提供 方式	P 32
15	その他にも基本計画（案）の中にも自校方式のメリットは挙げられている。子どもと食を取り巻く環境を考えたとき、学校給食の果たす役割は今後ますます重要になっていくであろうから、自校方式についての検討、あるいは「自校方式のメリットを取り入れたセンター方式」を目指してほしい。	食育をはじめとして市全体の視点でとらえた際も、学校給食の果たす役割は大きなものがあります。今後の検討においても、本市の特性や状況を踏まえて、センター方式のメリットをより向上できるような取り組みを実施してまいります。	提供 方式	P 32
16	新しいセンター建設のため市内に新たに土地を取得とのことですが、適切な土地が見つかり且つ購入できるのか不安に感じます。例えば多摩川沿いと想定すると水害が心配です。一旦センターが水に浸かれば全市内の公立校に給食を提供できません。また、広い土地購入に莫大な予算がかかるのではないのでしょうか。	新たな用地については現在、決まっておりませんが、本計画策定後、準工業地域内において、費用も含め様々な条件を勘案して検討してまいります。費用についても現時点でどの程度になるかお示しすることができません。	提供 方式	P 32
17	現在センター方式での運営には色々な制限があり思うような献立が出せなかったり食育の実施が行き届いていなかったりだと思いますが再びセンター方式を選択される意図が分かりません。子供達が実際に受け取るメリットは何でしょうか。今よりも良い給食、豊かな食育が成されると	ご指摘の課題は現在の給食センターの性能上の問題が大きく起因していると考えます。新たな給食センターを建設することになった際は、一定程度の課題を解決できるとともに、これまで以上に、安全安心を前提としたより質の高い給食の提供が可能になると考えます。	提供 方式	P 32

	は案から読み取れませんでした。			
18	給食の提供には自校式が望ましいと認めながらもその可能性を最初から排除している計画案に納得がいきません。自校式の実現のためにはどうしたら良いか、センター方式と同じくらいのボリュームで示されたい。	自校方式・センター方式両者には様々な利点があると考えますが、両者を比較し本市の状況を踏まえた結果、センター方式が実現性が高く、より望ましい提供方式であると判断し、用地や基本性能・事業手法等の考察を行いました。	提供方式	P 32
19	学校給食は自校式がいいと思います。自校式ですと作っている人の顔が見え、作ってる過程で匂いがして、作り立てが食べられます。そして、作っている側はこれから給食を食べる子供たちの声を聴き、子どもたちを感じながら作ることができます。	自校方式・センター方式両者には様々な利点があると考えますが、運営の仕方によってもおいしさや食育などの提供方式の差を縮めることが可能であると考えます。	提供方式	P 32
20	一つ目は、P. 67 センター方式を維持、新設を具体的に検討する上、公民連携で行うことについて、自校式にする場合 40 年間かかり、それまでセンターを維持できないとありますが、現在のセンターが築 45 年で建て替えを検討しているのであれば、また、同じような月日で建て替えを検討せねばならず、同様の問題は繰り返されます。（少なくとも、日本の建物は短いスパンで建て替えを検討させられます。）同じ期間をセンター方式維持で過ごすよりも、子どもの教育へのメリットの大きい自校式に移し、管理を学校ごとにする方が大規模な建て替えなどなく、メリットが大きいと思います。移行期間もセンターは耐震性を得ていること、移行期間は供給数が減少していくこと、自校、親子方式を移行期間に実施するなどすれば、切り抜けられるのではないかと、少なくとも検討すべきではないかと思っています。	国立市公共施設保全計画による現在の給食センターの残耐用年数である H39 までに全ての学校を自校式または親子方式に移行することは不可能であると考えます。自校方式の実施には既存の敷地の条件を加味すると校庭などに建設せざるを得ず、児童生徒の教育・生活環境に支障をきたす恐れのある事、また、親子方式については同様のことに加え、都市計画法上の用途地域に合致しておらず建設が難しいこと。これらによれば、校舎の建替え時に併せて自校・親子方式等の給食提供施設も建設せざるを得ず、その間に、現在の給食センターの耐用年数を迎えてしまうことが挙げられます。	提供方式	P 67
21	P29 自校式とセンターにした場合の配送費や土地買収などの経費と比べてどうなのか？各学校にあれば、災害、高齢化など多様に活用できるのでは？少子化なのに土地取得の問題で各校におけないのはよくわからない。まず中学校 3 校に置けば、公平性もある程度保てるのでは？センタ	自校式の場合は、現在の各校の施設配置状況からは、主には校庭に給食提供施設を建設することになり、児童生徒の学習・生活環境の面からふさわしくないと考えます。よって学校の建替え時に併せて給食提供施設の整備を行うことが望ましいのですが、国立市公共施設保全計画によれ	提供方式	P 29

	一の用地取得、設計などしているうちに、各校に置くことはできないか？	ば全ての学校の整備には、40年程度の長期間を要することと、現在の給食センターの残耐用年数がおよそ10年程度である事から、自校式の展開においても、現給食センターの建て替えは必要になります。結果として自校式と新給食センターへの2重の投資となり現実性がないと考えます。また、児童と生徒の給食は異なり中学校に給食提供施設を設置し小学校に配送する手法は自校式で想定される施設規模からも実施が難しいと考えます。		
22	自校方式について。自校方式はコスト面でのメリットがない、すべての学校に調理室を完備するには建て替えのタイミングを待たなくてはならないので40年かかるから無理であるとのことだが、初めから、民によるセンター方式という結論ありきで、自校方式についてあまり真剣に検討されたように思えない。もう少し考えても良いのではないか。コストだけで割り切ることのできないメリットがあると思われる。	ご意見のように自校式のメリットも認識しておりますが、同時に食の安全性の確保などセンター方式のメリットも同様に存在していると考えます。その上で、現在の本市が置かれている状況を考えると自校式の移行に長期間を要する事や、その間にも新たな給食センターを必要とする、二重の投資の面、市域のコンパクトさ等を考慮するとセンター方式が適していると考えます。	提供 方式	P 32
23	自校式の給食室を希望致します。理由は 作って下さる方のあたたかさを肌で感じられるメリットが計り知れないから。・働いて下さる大人への感謝 ・材料への感謝がごく自然に身につき 将来必ずや優しい大人に成長していく可能性が高いから。少子化の時代心が優れた子どもを大人にしていく事への複合的な『投資』は国立市の将来にとっても重要な観点かと思えます。		提供 方式	P 32
24	ある学校は調理室が見えるようになっていて、休み時間に子供たちがのぞきに来る ことがあるようです。(確か長野県塩尻市の桔梗小学校だった気がします。給食にとっても力を入れている学校です。) 食べたもので体は作られます。どこかで知らない誰かが作ったものを食べるより、給食に時間にこれはあの給食のおばちゃんを作ってくれたんだと食べるだけでも味が違う気がします。その日に食べた給食おいしかったよ！と伝		提供 方式	P 32

	<p>えることができます。子どもたちと調理師さんとの自然に交流ができることは素晴らしいと思います。心も育ちます。地元の野菜も取り入れやすくなると思います。栄養士さん力のみせどころだと思います。全ての学校が自校式になるのは40年ということですが、今の給食のすべての質が確保されているのであれば、いずれは全校が自校式になるので良いと思います。みんな同時が理想ですが、全校一緒を一番に考え、自校式をあきらめるのは、あまりにももったいないと思います。子どもの数は減少し続けるかもしれませんが、だからこそ、子どもの心と体を作る学校給食は自校式が良いと思います。</p>			
25	<p>私の子供が、食物アレルギーなのでその視点からの意見となります。いままだ小学校に通っていませんが、アレルギーについていろいろ情報を集めている中で国立市はアレルギー対応食を提供していないということを知り、とてもショックでした。子供の成長は待ってくれません。少しでもみんなと同じものが食べられる環境が整うことを切に願っています。古い施設で作っているの、提供できないというのは、その時代に通っている子にとっては理由にならないと思います。まだ建設する場所もきまっていないということですが、給食センター整備を早急におこなって頂き、アレルギー除去食を提供してほしいと思います。</p>	<p>新たな給食センターを整備する事により、アレルギー対応食の提供を含めサービスの向上を図ります。</p>	基本性能	P 35
26	<p>基本計画案の中で、自校式とセンター方式どちらかがよいかと思いましたが、書かれているように予算や時間の理由から見て、センター方式が現実的だと思いますが、アレルギーの度合いによっては、コンタミでもダメな子、少しなら食べられる子様々です。重度の子もできるだけ配慮ができる施設にして頂きたいです。</p>	<p>センター方式は、食の安全や衛生基準などの点で一元的に管理・徹底が可能であり、特に意図しないアレルギー原因物質の混入に関しては隔離可能なスペースを設置しやすい利点があると考えます。新しい給食提供施設においては安全性を確保した中で可能な対応を行ってまいりたいと考えます。</p>	基本性能	P 35



27	給食センター方式であるならば、市に関係する人がいつでも見学できるようなブースを設けたたりできれば子供達、親など目に見えて安全を確認できる。	公民連携を採用した場合は、学校給食に関係する市の職員は見学だけにとどまらず、例えば民間事業者と事務スペースを共有するなど緊密な連携をとることのできるように努めます。また、不特定多数の出入りによって生じる衛生上のリスクを考慮したうえでの見学スペースの設置を検討していきます。	配置 図	P 40
28	P.9 2.2.4 給食事業の主要施策 国立市の学校給食の現在の主要施策は以下とおりである。の中に、良質安全な食材の調達 と、放射能への対応 について記述がありますが、とても安心し、ありがたいことだと感じていました。この情報をきっかけに国立市へ転入されてきた方を何名も知っております。しかし、今回の計画にはそのことはどこにも明記されていません。今後も継続してこの施策を行っていくのであれば、わかりにくいので明記してください。市民、学校と連携した給食作りの項目が本計画にも残っているのに、上記2点について記述がないのは不自然です。放射能の測定について、測定室が必要ではないかと推測しますが、設計図にはありません。どこに機械を設置予定なのか教えてください。また、万が一今後の理念から外されていくのであれば（そんなことはあってはならないと思いますが）その理由を市民に広く示すべきです。	放射能検査については、今後も継続することが望ましいと考えております。現在、給食センター内において実施している検査も特別な測定室を設置せずに実施していますので、新しい給食センターに専用の部屋を設ける必要はないと考えます。	配置 図	P 40
29	「概要版」の5ページ、「計画」の48ページの表では、DBO方式とPFI方式が優位とされていますが、「長期契約によるノウハウ等の効果が期待される」ことがなぜ「◎」なのか不明です。	DBO方式やPFI方式（BTO）は一般的には15年程度の事業期間になることが多いのですが、調理や維持管理・運営含め民間ノウハウ等を活用できることが利点となります。	事業 手法	P 48
30	「サービスの向上」では「民間事業者の専門性を発揮できる」としてDBO方式とPFI方式が「◎」とされ従来方式はサービスの向上が期待できないのか「○」となっています。市独自ではサービスの向上ができないと市が判断しているというのは市民としてはやるせない思いです。	従来方式においても新しい施設等によってサービスの向上は可能と考えますが、市が要求する水準に加えて、さらに他自治体で得たノウハウなどの活用が期待されることから、DBO方式とPFI方式は高い評価としました。	事業 手法	P 48

31	<p>「基本理念・基本性能への寄与度」についても、「付帯事業の可能性」が入ったことによるのかDBO方式とPFI方式が「◎」になっていますが他の方式が「○」になっていることとの差異は不明です。付帯事業についていえば、市がやれということではなく運営会社の判断によるものでしょうから、不採算になれば撤退ということも考えられます。それとも市が補助金を出してまでさせるということなののでしょうか。これでは「民間活力」に反します。</p>	<p>DBO方式とPFI方式の評価については、基本理念に加え、付帯事業や、ライフサイクルコストなどの視点も踏まえています。なお、付帯事業の詳細については用地の条件や、公民連携時には事業者との調整の中で定めることになると考えています。</p>	事業手法	P 48
32	<p>市ではサービスの向上ができないと考えられているとは残念です。自らが自らの能力を信じないでどうなるのでしょうか。本当にそうお考えなら、そういう方はすぐさま市役所をお辞め下さい。すくなくともこの計画に関わった職員は国立市にはいません。</p>	<p>従来方式においても新しい施設等によってサービスの向上は可能と考えますが、民間との連携がよりサービス水準の向上を見込める可能性があると考えています。</p>	事業手法	P 48
33	<p>事業形態においてはこれまで通りの公設公営が最も望ましいという立場ではありますが、現在優位とされているPFI手法あるいはPFI的手法を真っ向否定、断固反対という立場ではありません。市民の目から見て、子どもにとってよりよい給食を提供していただけると納得できるならば、後者の形態もありなのではないかと思えます。（ただし、民設民営には断固反対。）</p>	<p>ご意見のように、市としても学校給食事業そのもの全てを民営化するようなことは全く考えておりません。財政的視点も重要であると考えますが、よりサービスの向上が望めることを考え、その一つ的手段として今後も公民連携手法の可能性を調査しながら事業化へ向けて推進してまいります。</p>	事業手法	P 48
34	<p>現在の計画案に示されている内容からは、PFI手法あるいはPFI的手法がやはり公設公営より優れるのだと納得するには到底いたっておりません。その理由を以下に述べて、意見とさせていただきます。またこれらの疑問への丁寧な説明、また評価のし直しを今後していただきたいと思えます。理由A PFI手法あるいはPFI的手法が公設公営より優位である最も大きな理由は、市行政側にとっての財政負担、経済性においてなのだと理解します。市にとって財政的なメリットがあるということは、税金を負担している市民にとってもメリットがあるということなので、こ</p>	<p>ご指摘の通り市民の皆様から頂いている税金を主な原資として整備するので、財政面は視点として重要なもののひとつであると考えます。具体的な数値については、用地が定まった段階でPFI等の導入可能性調査を行う中で明らかにできるものと考えています。</p>	事業手法	P 48

	<p>れ自体は大切な事でもあると思います。しかしながら PFI 手法あるいは PFI 的手法と、公設公営の両者においてどれくらいの経済的メリット、財政負担の軽減が市にとってあるのか、なんら具体的な比較検討材料となる数字が示されてはおりません。まずは、この点について審議委員会は当然のことながら、市民にしっかりと示すべきではないでしょうか。</p>			
35	<p>現在の計画案に示されている内容からは、PFI 手法あるいは PFI 的手法がやはり公設公営より優れるのだと納得するには到底いたっておりません。その理由を以下に述べて、意見とさせていただきます。またこれらの疑問への丁寧な説明、また評価のし直しを今後していただきたいと思ひます。理由D 8事業手法の検討について。表8-2および表8-3において、手法ごとの比較評価がなされており、PFI 手法に最も多くの◎があり合計点も優位に評価されておりますが、この◎は誰にとっての◎なのか。市民の立場からは、市民（あるいは給食を提供される子ども自身）にとっての◎とは感じられません。行政の都合で評価された、この評価自体が疑問です。特に PFI 的（DBO）、PFI 手法両方に基本理念・基本性能への寄与度に◎3点がついていますがその理由が「設計建設に加え、維持管理運営を含めることによりライフサイクルコストをさらに削減できる」となっており、性能への寄与度はともかく、基本理念への寄与度に関してはなにも記載がありません。コストや維持管理運営は当然大事ですが、基本理念は最も大事なことがらではないでしょうか。一方公設公営はこの項目、○の2点です。「引き続き運営審議会等を開催することにより、安心安全、かつ市民等と連携した給食づくりに取り組む事が出来る」。こちらの方こそが、市民の目からは◎の3点であり、これの評価が2点であることには到底納得が行きません。同じく、「サービス向上」の項目においても PFI 的の DBO と PFI は◎と評価され、</p>	<p>ご意見の点の「基本理念・基本性能への寄与度」や「サービスの向上」の項目など、公設公営手法がマイナスの評価とは考えておりません。公設公営で「引き続き運営審議会等を開催することにより、安心安全、かつ市民等と連携した給食づくりに取り組む事が出来る」「市が考えるとおりの計画・仕様で発注でき運営にあたって市の意思どおり迅速に対応できる」と記載していますが、PFI 手法あるいは PFI 的手法においてもそれらは前提として、民間の経験やアイデアなどを付加できる可能性があると考えており、◎の評価としております。例えば、基本理念において「給食サービスレベル等の向上」を記載していますが、例えばアレルギー食への対応についていえば、公民連携することにより、すでに他の給食センターで培った経験などを活かしてスムーズかつ質の高いものを提供できる可能性があります。公民連携の導入有無については用地が定まった後により具体的・詳細な調査を行い、その可否を決める予定です。</p>	事業 手法	P 48

	<p>公設公営は○と評価されていますが、10おわりに、の(4)②で示されているサービスレベル向上の各項目において公設公営が劣る理由が示されておりませんし、分かりません。かえって前者は維持管理運営の民間の専門性、企業ノウハウ導入、業務効率化といった企業目線での効率化に重点がおかれています。市民が求めているのはそんなことではありません。公設公営における評価「市が考えたとおりの計画・仕様で発注でき運営にあたって市の意思どおり迅速に対応できる」という方に断然高評価を下したいとおもいます。よってこの項目の評価も疑問に思います。</p>		
36	<p>コストについて。P12 表 2-3 に、学校給食にかかる費用が載っているが、給食センターを PFI 手法（または PFI 的手法）で整備・運営した場合にどれだけの経費節減になるのかが明らかにされていない。</p>	<p>具体的な数値については、用地が定まった段階で P F I 等の導入可能性調査を行う中で明らかにできるものと考えています。</p>	<p>事業 手法</p> <p>P 48</p>
37	<p>P5「公民連携」とある。経済性が優位であるとのことだが、削れるのは人件費、食費か？調理員の民営化がしやすいと言われるが、公の立場の栄養士の調理員への指導ができないこと、民間側も栄養士を置くと役割が重複する。調理員が安く雇われることで、定着度、専門性が失われるなど問題も多く挙げられている。</p>	<p>学校給食法によれば、市の負担に該当するのは、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費となっており、経済性の対象となるのはその範囲になりますので、保護者の方々にお支払いいただいている、食費は該当しません。設計から運営まで一貫・一括した性能発注することや、民間ノウハウを活用することで、無理無駄をなくした総合的なコストダウンを望むことができます。また、調理員への指示は現場責任者への指示書によって行うことになると考えられます。民間活用有無の決定は、今後の用地確保の後に導入可能性調査をしたうえで決定しますので、民間側に栄養士を置くかどうかや、現在と比較し安価に調理員を確保するかは今の時点では不明であり、定着性が下がるとは考えていません。他市での経験豊富な事業者であれば専門性は確保されると考えています。</p>	<p>事業 手法</p> <p>P 49</p>

38	PFI とは？なぜそのようなしびりが厳しそうなことに、民間が手を挙げるのかよくわからない。やはり、今まで大事に手厚くしてきた部分が失われるのではないかと思ってしまう。	ご指摘の点については、用地が定まった後に、PFI等の導入可能性調査等の中で精査をしております。	事業 手法	P 49
39	基本理念から始まって細かい検討がされ、美しい言葉が飛び交っていますが、PFI方式等による民営化（公民連携）というねらいが最初からあり、それを導くための分析・検討になっています。	検討においては、コンサルティング会社とともに、専門的な知見も交え、現時点における各事業手法の長所・短所を客観的に整理しています。詳細な調査やその決定は、今後用地が定まり、具体的に比較可能な要素が整った段階で調査し決定する予定です。	事業 手法	P 49
40	民営化の根拠になったこの分析には疑問があり、正当なものとは言えません。偏った判断でつくられたものと言わざるをえません。さらにそれを点数化する（「計画」49ページ）などというのは、数字を悪用するものです。「○は△の2倍の良さがあり、◎は△の3倍の良さがある」とは言えないはずです。	ご指摘のように点数の差が、そのまま評価の差につながるとは考えておりませんが、全体を通した比較評価を分かりやすく表すために点数化を行いました。	事業 手法	P 49
41	財政優先のもとで学校給食は市が直接やる必要のないことという判断なのでしょうが、まずはこの市の考えを捨て去ることが必要です。「子どもの最善の利益のために」と佐藤市長は言っていますが、財政優先の判断はそれに反します。給食センター問題の根本は、財政問題を抜きにして、子どものために必要なサービスとは何なのか、市としてどのように実現するのかを考える事です。それほど財政問題が優先されるならば、給食を全廃し、弁当持参を基本にしてはどうでしょうか。家庭の味が大切にされるようになると思います。なにより給食に関わる職員も必要なくなりますし、給食費の未納問題も一気に解決します。	財政上の課題については、策定した案の理念を達成する際にも重要な視点・条件の一つであると考えています。しかし財政の視点が給食提供に関して全て優先されるとは考えておりません。	事業 手法	P 49
42	コストについて。民間事業者へのセンターの運営委託料は、現在の運営費と同じ額なのか。現在の運営費よりも委託料の方が安価である場合、その中から経営者が利益分をとってしまうので、（食材は国立市が指定したものを購入する場合）安くできるのは人件費だけではないか。	具体的な数値については、用地が決まった段階でPFI等の導入可能性調査を行う中で明らかにできるものと考えています。また、効率性の実現は人件費のみでなく、例えば調理の際の導線や配置など効率性を高めた設計など、事業全体において総合的になされるものと考えます。	事業 手法	P 49

43	職員について。現在給食センターでお仕事をなさっている非正規職員の方が希望された場合、民営化後の事業者が積極的に雇用する、といった取り決めはするのか。	本計画においては公民連携が比較優位という評価にとどまっており、ご質問の件に関しては今後検討する事となります。	事業 手法	P 49
44	職員について。他の自治体の先行事例から考えると、事業者の運営するセンターにおいても、現在のセンターと同様に正規職員は少なく、職員のほとんどがパートや派遣の方になると考えられる。民営化によるコスト削減のしわ寄せが非正規職員の方にかからないようにすることはできるのか（事業者への指導など）。少なくとも、今の時給の水準を保つような努力義務を課す、あるいは市が補助金を出すことはできないか。いわゆる官製ワーキングプアを生み出すことのないようお願いしたい。		事業 手法	P 49
45	職員について。人件費における「時給」が同じ水準でも、事業者が職員の人数を削ったり、勤務時間を短縮してしまうと、研修等にかける時間が減ってしまう。それが給食の質の低下や事故につながることはないか。注意深く見てほしい。	本計画においては公民連携が比較優位という評価にとどまっており、ご指摘の件に関しては今後検討する事となります。公民連携を実施する際、質やサービスの維持向上は前提条件ととらえており、ご要望の件に関しても今後検討してまいります。	事業 手法	P 49
46	採算と事業の継続性について。事業者を決める際に、その事業者が既に運営している施設における職員の勤続年数を調べてほしい。また、急な欠員時の体制の予備体制ができていないか、そういった点に気を遣って運営しているかについても調べてほしい。	公民連携の実施の有無は今後の検討の中で定めることとしており、ご要望の内容も、仮にそれを実施する際の事業者の決定の段階での検討事項になると考えます。	事業 手法	P 49
47	「公設公営」は難しいとのことですが、「民設公営」「公設民営」など、市が責任を持って建設、運営して下さい。民間企業はどうしても目的が「利益」になってしまいます。そのために、原材料の質の低下、安全性の低下、安定した供給ができなくなるなど、子ども達への不利益が出てこないとも限りません。市は金額的な「利益」でなく、子どもの「利益」を目的にして給食に責任を持って関わって下さい。民間の業者と信頼関係を築きつつ、子ども達の利益が損なうことのないような仕組み作りを	本計画では、公民連携手法が現在の手法と比較して優位としており、今後、用地が定まった後に詳細・具体的な比較を行い事業手法を決定することとしています。その際も、安心安全の確保をはじめとして、質やサービスの維持向上は前提条件ととらえています。	事業 手法	P 49

	作って下さい。			
48	49 ページ、表 8-3 の事業手法の評価の加点基準がよくわからない。とくに、サービスの向上、基本理念・基本性能への寄与度が、公設公営方式が 2 点なのに対し、なぜ PFI 手法が 3 点なのか。PFI 手法や DBO 方式が「市の要求した水準に加えて民間ノウハウの活用が広がり」サービスの向上につながるという文脈に疑念が残る。とくに基本理念、基本性能への寄与度については一層疑問である。	ご意見の点の「基本理念・基本性能への寄与度」や「サービスの向上」の項目など、公設公営手法がマイナスの評価とは考えておりません。公設公営で「引き続き運営審議会等を開催することにより、安心安全、かつ市民等と連携した給食づくりに取り組む事が出来る」「市が考えたとおりの計画・仕様で発注でき運営にあたって市の意思どおり迅速に対応できる」と記載していますが、PFI 手法あるいは PFI 的手法においてもそれらは前提として、民間の経験やアイデアなどを付加できる可能性があると考えており、◎の評価としております。例えば、基本理念において「給食サービスレベル等の向上」を記載していますが、例えばアレルギー食への対応についていえば、公民連携することにより、すでに他の給食センターで培った経験などを活かしてスムーズかつ質の高いものを提供できる可能性があります。公民連携の導入については用地が定まった後により具体的・詳細な調査を行い検討する予定です。	事業手法	P 49
49	採算と事業の継続性について。センターにおいて、採算がとれるのは何食以上なのか。サービス購入型の事業の場合、子供の数が減ってきたときに採算が取れなくなり、事業者が撤退してしまうようなことはないのか。また、それを防ぐためにどのようなことを考えているのか。（付帯事業に頼ることなくできるのか。）	公民連携時（サービス購入型）における民間事業者の採算については市の支払う費用によって賄われると考えますので、食数の減少によって採算がなくなるということは考えづらいと認識しています。	事業手法	P 51
50	「計画」52 ページに「業務範囲の検討」があり、献立作成、食材の選定・購入、食材の検収、検食を市でおこなうことにしているようですが、「民間業者の専門性を発揮できる」という考えに立つならば、早晚、すべての業務を民間に委ねることになるか、市の部門に委託会社から派遣された人が入るといった「連携」=市が業者の外注先=になるのでしょうか。業務の一貫性という点からも、すべてを 1 つの企業でやるほうが効率的で	市としては、安心安全などの給食の根幹に関わる部分については、今後も市が責任を持つことが必須であると考えます。その上で、民間事業者の経験やアイデアを活用し、さらなるサービス向上の余地がある部分については公民連携の手法の導入を今後検討していきます。	事業手法	P 52

	<p>あるともいえます。食材の選定・購入なども業者の方が専門といえます。献立だって各地の給食をこなしている業者なら、従来にない品目を作ることもできます。そして、市としても本当はそのことを強く望んでいるのではないかと憶測できます。</p>			
51	<p>現在の計画案に示されている内容からは、PFI 手法あるいはPFI 的手法がやはり公設公営より優れるのだと納得するには到底いたっておりません。その理由を以下に述べて、意見とさせていただきます。またこれらの疑問への丁寧な説明、また評価のし直しを今後していただきたいと思えます。理由 B 2. 2. 4 給食事業の現在の主要施策(1)-2)において、放射能への対応についての記載がありますが、10.おわりに(本計画のまとめ)(1)①食の安全性の確保の項目に放射能検査の実施を継続するということが明記されていません。現在行われている放射能検査と同レベル同頻度のもを継続出来るかどうか、PFI 手法、PFI 的手法になった場合でも当然継続するという説明でしたが、これには相当の不安を覚えます。必ず継続できると言い切れる根拠が示されておりません。言い方をかえれば、必ず継続するという根拠を示してお約束をいただけないかぎり、PFI 手法あるいはPFI 的手法いずれにも反対です。</p>	放射能検査については、今後も現在のように継続することが望ましいと考えており、公設公営か公民連携かといった事業手法によって影響を受けるものではありません。	事業手法	P 66
52	<p>コストについて。民間のノウハウを活用し、コストを低減させる(P69)とあるが、職員人件費や嘱託員報酬、管理運営に係る経費を抑えた場合、食中毒や異物混入などのリスクが高かまったり、メニューの多様性が失われたという例が他の自治体である。どのように考えているのか。</p>	新しい給食提供施設においてはHACCPなどの最新の衛生基準をもとに運用するため、管理運営や安全の低下の可能性はないと考えます。	事業手法	P 69
53	<p>市が責任を持って新しい給食センターを建設、運営してほしいです。新しい給食センターの土地がまだ決まってないとのことですが、土地が決まらないという理由で民間に委託するようなことはしないで下さい。</p>	用地の確保は大きな課題であると考えますが、用地確保ができないことを理由に、学校給食事業すべてを民間に委託することは考えておりません。	事業手法	P 70



54	民営化には反対です。従来方式の公設公営方式のまま、給食センターの建て替えに早急に着手してください。	公民連携時においても事業自体は国立市の事業であり、食材の選定・提供や献立の作成など主要な部分はこれまでどおり市が行います。よって、純粋な意味での民営化とは異なります。現給食センターの更新は早急な課題だと認識しており、その中で財政的視点に加えて、サービスや理念などについても公民連携手法が現時点では有利であると判断しましたが、事業手法の決定については、今後用地が定まった後に詳細な調査を行い、決定いたします。	事業手法	P 49
55	公民連携で市が責任を負うと言いますが、何かが発生してからでは遅いのが食品です。供給が民間に委託されることに強い不安を持ちます。また、民間に委託となると、安全性よりも経済性が優先されることが予想されます。また、市民や親の声も届きにくくなると思います。	公民連携時においても、事業自体は国立市の事業であり、食材の選定・提供や献立の作成など主要な部分はこれまでどおり市が行います。安全性などの確保は事業者にとっても信用にかかわる重大な要素であること、事業者の利益は調理などの対価として市が支払う費用によって賄われること等を踏まえると、経済性のために安全性が損なわれることは少ないと考えます。	事業手法	P 49
56	今までと変わらず、保護者が給食に直接関われる物資納入委員会、献立作成委員会、給食センター運営審議委員会を設置いただけることに、安心しました。これからも、どのような形で民間活用されるのか、わかりませんが、すべて民間への委託や公のチェックが入らないような体制にはしないでいただきたいと思います。	給食に関わる各種委員会は本市特有の優れた仕組みであると認識しており、今後もこのような仕組みを継続するとともに、給食提供に関して行政が責任をもって運営を行っていきたいと考えています。	業務範囲	P 52
57	給食センターは、災害の時の炊き出しの設備としても活用できると思いますので、なお一層の充実した整備をお願いしたいと思います。	災害対応などの付帯事業は安心安全な給食の提供という本来機能を第一に考えた上で、用地等の諸条件を踏まえ今後検討していきます。	付帯事業	P 60
58	残食率について。この計画（案）では、あまり触れられていないが、給食の残食率を下げる努力が必要である。残菜を堆肥化することも大切だが、そもそも残らないようにするにはどうしたらいいのか、検討してほしい。フードロスが問題になっているのに、給食で残った食材を大量に廃棄しているというのはよくない。	ご要望の点について、メニューや食材の選定など運営面などの工夫を含めて努力してまいります。	付帯事業	P 60

59	災害時に給食センターを稼働させて避難時の食料提供する施設として、アレルギー食やいろいろな事情（宗教やベジタリアンなど）で食べられない材料を除去できるよう対応できれば、施設としての付加価値にもつながると思います。	給食提供施設の災害時の活用は水道ガス電気などのライフラインや食材の備蓄を前提としない場合にどの程度その効果を発揮できるか現時点では不明ですが、今後の検討において用地・設備や財政状況等を踏まえ検討してまいります。	付帯事業	P 60
60	今回の整備基本計画ですが、2年以内に建て替えのための土地取得を目指すとのことですが、もし、土地の取得が叶わない場合、どのような方策をお考えでしょうか？	土地取得に関しては本計画策定後、出来るだけ早急な用地の確保・用途を付けたいと考えています。また、現時点で用地確保を前提として計画策定をしていますので、用地確保できない場合の方策は決まっております。ご指摘の点を踏まえ、用地検討の経過の中で、用地が取得できない場合、今後対応策を検討してまいります。	用地	P 70
61	全体的に一般論的な比較がなされていて、詳細なようであり、具体的にわかりにくい。	本計画においては給食センター整備に関する基本的な考え方を決めました。具体的な施設の内容や事業手法については、今後、用地を定めた後に検討します。	その他	
62	これからの子供達や何十年か後の保護者の方々が「国立の給食は良い」と他市に誇れるような設備であることを望みます。	本計画で作成した基本理念や基本性能などを実現することや、これまで培ってきた国立市の学校給食の独自性や優れた点を継続して実施するなど運営と施設整備の中で誇れる学校給食を目指して行きたいと考えます。	その他	